

令和3年(2021年)4月16日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「国の基本的対処方針の変更」を踏まえた道の取組について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

道では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県との不要不急の往来を控えるよう、道民の皆様にご協力要請しているところですが、本日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として追加決定されたことを踏まえ、貴団体・事業者の皆様におかれましては、当該4県との不要不急の往来自粛について、貴団体等の皆様への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 感染の再拡大防止に向けて  
～ 別添「資料2」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部  
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕